

# まつやま子ども読書活動推進計画

～ はぐくもう 豊かな心 考える力 ～



平成17年11月

松山市

## はじめに

子どもたちにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、これからの人生をより深く魅力的なものにしていくうえで大変重要なものです。

しかし、近年子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、テレビやインターネットをはじめとする様々な情報メディアの発達や普及のほか、生活環境の変化などが子どもの読書離れに大きな影響を与えています。

こうしたなか、国では、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、国や自治体の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることといたしております。

松山市は、平成14年に「生きる喜びが実感できる人づくり」を目標として、「まつやま教育プラン21」を策定し、平成16年には「今を生き未来を担う子どもを社会全体で大きくむことを推進し、もって子どもの健やかな育成に寄与すること」を目的として、「松山市子ども育成条例」を制定いたしました。

そして、この度おはなしボランティアの皆様をはじめ、市民の方々のご意見もいただき、「まつやま子ども読書活動推進計画」をとりまとめました。

この計画には、子どもの読書環境を整え読書活動を積極的に推進するため、家庭・地域・学校・図書館などそれぞれが担う役割、具体的な取り組み内容などが示されています。

明日を担う子どもたちが健やかに成長するために、市民の皆様と行政とが共通の認識を持ち、協働・連携を深めながらこの計画の着実な推進を図っていきたいと考えています。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました多くの皆様にご心からお礼申し上げます。

平成17年11月

松山市長 中村時広

## 目 次

### 第1章 子ども読書活動推進の意義と基本方針

|               |     |
|---------------|-----|
| 1 意義          | P 1 |
| 2 基本方針        | P 2 |
| (1) 計画策定の経緯   | P 2 |
| (2) 計画策定の位置付け | P 2 |
| (3) 計画の対象     | P 3 |
| (4) 計画の期間     | P 3 |
| (5) 計画の体系図    | P 3 |

### 第2章 子どもの読書活動及び読書環境の現状と課題

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1 子どもの読書活動の現状と課題                | P 4 |
| 2 子どもの読書環境の現状と課題                | P 5 |
| (1) 家庭での現状と課題                   | P 5 |
| (2) 地域での現状と課題                   | P 5 |
| (3) 学校等での現状と課題                  | P 7 |
| (4) 障害のある子どもの読書の現状と課題           | P 8 |
| (5) 子どもの読書活動支援をしているボランティアの現状と課題 | P 8 |

### 第3章 子どもの読書活動を推進するための方策

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| 1 子どもの発達・成長段階に応じた読書活動支援     | P 9  |
| (1) ふれあいの読書期(乳幼児の読書活動の推進)   | P 9  |
| (2) ひろがりの読書期(児童の読書活動の推進)    | P 9  |
| (3) ふかまりの読書期(中高生などの読書活動の推進) | P 10 |
| 2 子どもの読書環境の整備・充実            |      |
| (1) あらゆる場と機会を活用した読書機会の充実    | P 11 |
| (2) 子どもの図書の計画的な整備           | P 11 |
| (3) 子どもの読書活動支援に関する人的環境の充実   | P 12 |

### 第4章 数値目標

P 13

(参考資料)

- |   |                                 |          |
|---|---------------------------------|----------|
| 1 | 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号） | P 参 - 1  |
| 2 | 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成14年8月）  | P 参 - 3  |
| 3 | 愛媛県子ども読書活動推進計画（平成16年3月）         | P 参 - 11 |
| 4 | 松山市子ども育成条例（平成16年4月 条例第21号）      | P 参 - 20 |
| 5 | まつやま子ども読書活動推進計画策定経過             | P 参 - 23 |
| 6 | まつやま子ども読書活動推進計画案策定チーム設置要領       | P 参 - 24 |
| 7 | 「まつやま子ども読書活動推進計画」策定チーム名簿        | P 参 - 25 |
| 8 | 子ども読書に係る施設案内                    | P 参 - 26 |



## 第1章 子ども読書活動推進の意義と基本方針

### 1 意義

高度情報化社会の到来により、テレビやインターネットなどのメディアから発信される情報は、子どもたちの成長にも様々な影響を与えています。また、核家族化や少子化により家族のあり方も変化してきており、不登校やいじめ、児童虐待、犯罪の低年齢化や凶悪化などにみられるように、子どもたちをとりまく社会環境はますます厳しくなっています。

子どもの読書活動は、単に知識の習得だけでなく、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、人生をより深く生きるための力を身につけていくうえで重要です。

乳幼児期において絵本は、保護者と乳幼児を温もりで結ぶ役割を果たします。保護者からの触れあいと語りかけによって、乳幼児は少しずつ言葉を習得し種々な感情を体験しながら成長していきます。

小学生になると、本に親しむことにより語彙を豊富にします。また、生活圏の広がりとともに読書により深い関心を持ち始めます。読書は子ども自身を未知の世界へ誘うものであり、読書活動を通して想像力や思考力を楽しみながら育てていきます。

また中高生などヤングアダルト世代\*では、読書スタイルが定着してゆき、読書による自己との対話が可能になってくるとともに、広い視野に立って自己の価値観を形成し、困難に直面した時の問題解決の能力を身につけていきます。

このようにそれぞれの発達、成長段階において、読書は子どもたちの豊かな人間形成に大きな役割を果たします。子どもたちが豊かな読書活動を行っていくことができるよう、読書環境を整え読書支援を行っていくことはきわめて重要です。

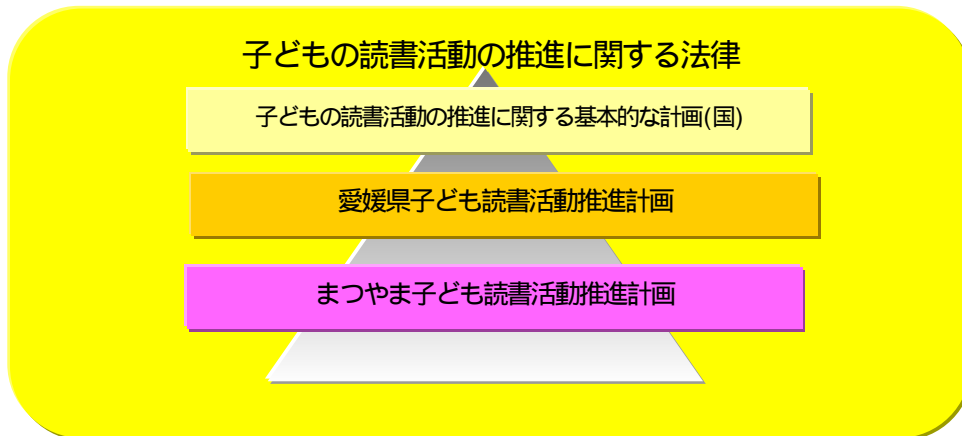
ヤングアダルト世代\*...一般的には、「10代後半の若者。20代前半を含めることもある。若々しい雰囲気をもった大人」という意味でつかわれるが、本計画書においては、児童書にとどまらず一般書にも読書範囲が広がっている中学・高校生世代の年齢層の子どもを対象にした。

## 2 基本方針

### (1) 計画策定の経緯

国では、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、翌年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定しました。

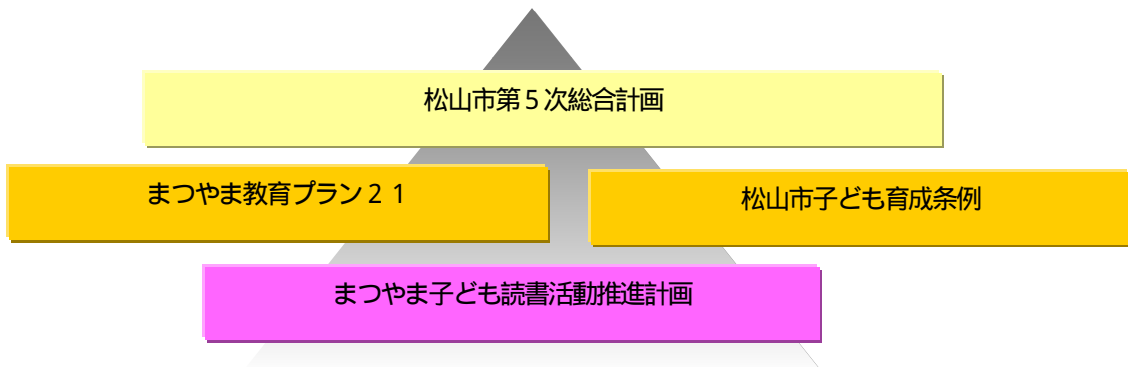
同法において、地方公共団体も子ども読書活動推進計画の策定に努めることとしており、愛媛県では、平成16年に「愛媛県子ども読書活動推進計画」を策定し、本市においても、国と県の計画を基本とした「まつやま子ども読書活動推進計画」を策定するものです。



### (2) 計画策定の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき閣議決定された「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「愛媛県子ども読書活動推進計画」を基本とし、本市の状況を踏まえた計画として策定しました。

また、本市第5次総合計画の「のびのび教育日本一のまちづくり」及び「まつやま教育プラン21」の重点事業として位置付け、「松山市子ども育成条例」の精神も念頭に策定に当たりました。



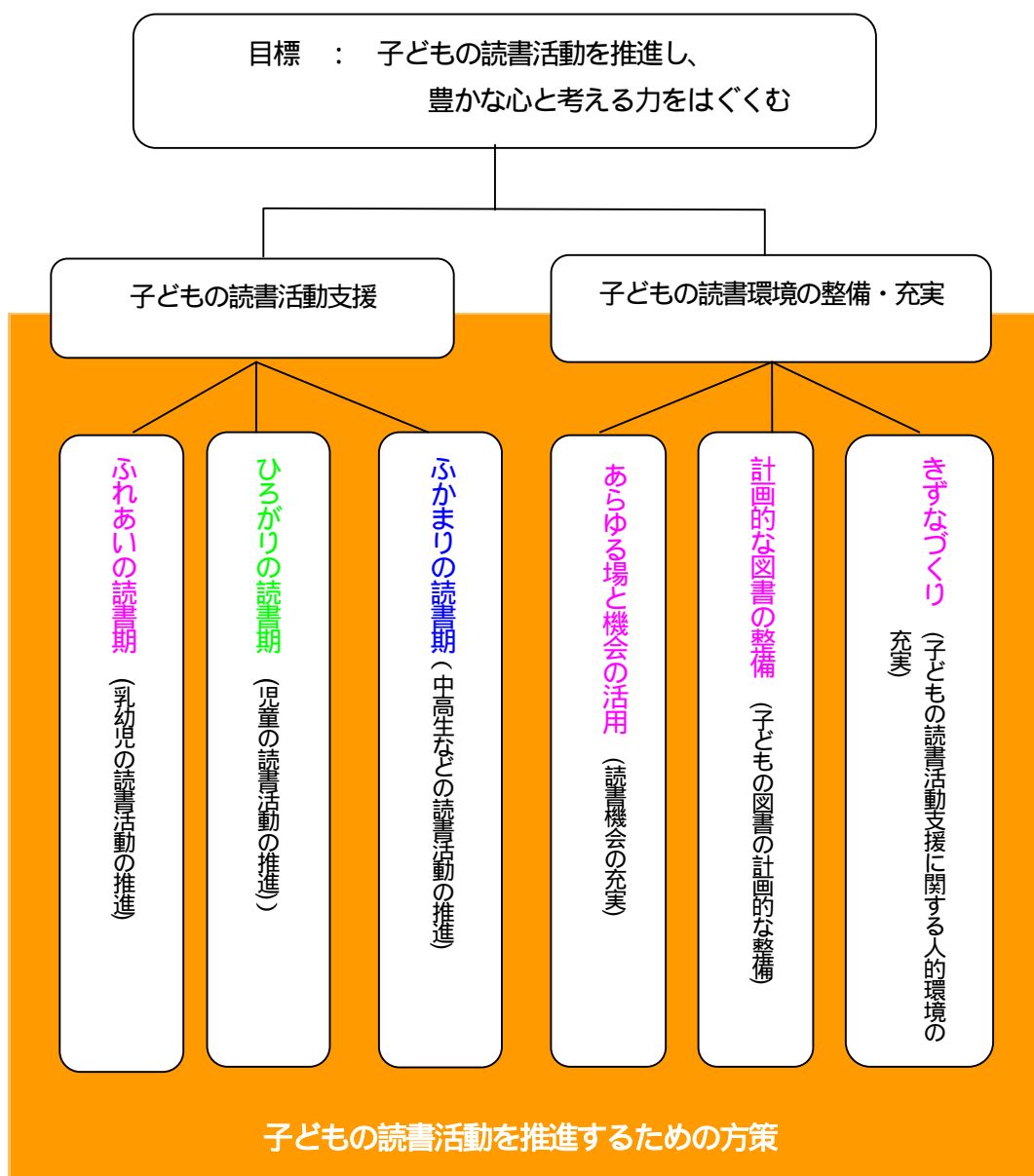
### (3) 計画の対象

0歳から18歳までの子ども

### (4) 計画の期間

平成18年度(2006年度)~平成22年度(2010年度)

### (5) 計画の体系図



## 第2章 子どもの読書活動及び読書環境の現状と課題



### 1 子どもの読書活動の現状と課題

子どもの発達、成長年代によって読書活動の有り様や取り組み方は異なります。

乳幼児期は、親子間での肌の温もりを通して一生のうちで最初に本と出会う機会です。赤ちゃんの体を育てるために母乳やミルクが必要なように、心を育てていくために日常的に本を読んで話しかけることは極めて大事なことです。本好きの子どもを育むために、家庭の果たす役割はとりわけ大きいものがあります。本市では、おはなしボランティアの協力を得ながら、図書館や公民館、保育園や幼稚園等の教育機関、児童館等でおはなし会が年々活発に行われてきています。

小学生に向けても、子どもに関連する施設等でおはなし会や優良図書の展示会等が実施されています。また、学校では、朝の読書活動\*などを実施し、読書習慣が定着するよう努めています。松山子ども文庫連絡会では、長年にわたり自宅に文庫を設置し開放するなど、献身的に子どもの身近な場所で読書活動の場を提供しています。

中高生などヤングアダルト世代の読書活動支援については、学校で多く実施されるようになった朝の読書活動等のほかには効果的な取組の事例が少なく、今後有効な方策を検討する必要があります。

全国的に、子どもたちの読書離れが懸念されており「第49回学校読書調査」（2003年度全国学校図書館協議会等調査）においても、小学生から中学生、さらに高校生等へと年齢が上がるにつれ不読率が高くなっていることが指摘されています。読書離れの原因としては、興味・関心を引く他の情報メディアの発達普及のほか、受験勉強や部活動、習い事等に時間をとられ読書に時間をさく余裕がない、といった子どもを取り巻く生活環境の変化が考えられます。

このような多様化する混迷の社会状況にあっても読書の意義は不変であり、子どもの読書を支援する取組は今後ますます重要です。取組の裾野を広げていくためには、家庭、地域、学校、ボランティア、出版・書店などの事業者が、共に子どもの読書活動の推進の重要性を認識し協働していくことが必要です。

朝の読書活動\* …朝の始業前の時間を利用し、児童または生徒全員が、各自が選んだ本を読む活動。



## 2 子どもの読書環境の現状と課題

### (1) 家庭での現状と課題

乳幼児を持つ家庭においては、わが子に語りかけるおはなしへの関心は、子守唄や童謡等の音楽を歌って聞かせることへの関心と同様に高いと考えられます。しかし、読み聞かせる絵本等の選定や、実際の読み聞かせ方法について、とりわけ初めての子どもをもつ保護者の方々に戸惑いがあるのも事実です。そのため、読み聞かせの実演や適切な保護者等へのアドバイスができる、おはなしボランティアや施設等の職員の役割は、ますます重要になってきています。

また、子どもの読書離れは、大人の読書離れが一因であるといった意見もあります。大人の読書体験や本に関する知識はまちまちであり、子ども読書活動への関心度も家庭により異なります。しかし、保護者も自ら読書のもつ効用に注目することにより、生活拠点である家庭が日常的な読書環境として機能することが望まれます。

### (2) 地域での現状と課題

#### 市立図書館

市立図書館 4 館における児童図書は 20 万冊に達し、概ねよく利用されています。市域を考えると館数は十分とはいえませんが、移動図書館車が市内全域を定時定曜日に巡回運行しています。また、図書の貸出しの他、各種おはなし会、図書展示会、小・中学生向けの一泊図書館員や体験学習の受入れ実施、全国的にもユニークな創作童話セミナーの開催、障害児への読書支援事業の実施、学校等への団体貸出事業、児童図書に関するホームページなどの事業を実施しています。平成 17 年度には、図書館情報システムを統合し、児童図書も含め、インターネットを通じパソコン・携帯電話から市立図書館の本を予約できるよう一層の利便性向上を図るため情報化及び利用サービスを推進しています。

中央・三津浜図書館は、夜間開館や祝日開館の導入も全国的に先駆け開始しました。しかしながら、市内全域を考えたとき、移動手段が限られる子どもたちの読書活動の支援については、関係機関やボランティアとの一層の協働や、子どもの読書活動支援を進めていくための実施体制の強化が求められています。

## 公民館

公民館の図書室は、公民館41館のうち33館にあり、図書の充実やおはなし会の実施などにも取り組んでいます。活発に活動している館も多くあるものの、公民館の図書室運営に関しては、地域の住民の方々の協力やボランティアの奉仕によることが多い事情のほか、施設的环境や条件も異なるため、図書貸出等のサービスについて、すべての館において足並みをそろえるのは難しい面もあります。

今後は、子どもにとって身近な場所である公民館において、図書の貸出しだけでなく、子どもにとって魅力的かつ親しみやすい子どもの居場所としての図書室の環境整備が求められています。

## 児童館・児童センター\*

子どもたちの健全な育成を目的に運営している市内5か所の児童館・中央児童センターにおいては、未就園児を対象とした親子で参加するおはなし会などを実施しています。図書室内には、絵本、読み物、漫画など、各年代に合った図書を配架しています。

子どもたちが好きな絵本や紙芝居などに関する情報が不足しており、保育園や幼稚園などの先生方との情報交換が課題となっています。また、少子化の進展による兄弟が少ない子どもたちの異世代間交流のため、幼児に対し小中高校生が行う読み聞かせや小中高校生を対象とするおはなし会などの本と親しむための研究や企画などが求められています。

児童館・児童センター\* ...健全な遊びを通じて児童の健康を増進し、情操を豊かにすることにより健全育成を図るための拠点施設 対象：0歳～18歳未満

## 地域子育て支援センター\*

未就園児の子育て家庭を対象に子育て支援を行っている地域子育て支援センター(市内9か所)では、各地域の公民館や集会所などにおいて、親子ふれあい広場を開催しています。その中で、ボランティアによるおはなしの会の実施や、発達年齢に即した絵本などの紹介、絵本に関する子育てアドバイスなども行っています。また、センターの中には、センター室を開放し絵本の貸出しをするなど、様々な方法で絵本に親しみ楽しさを味わい、親子で絵本の大切さにも気づく機会になるよう取り組んでいます。

親子で絵本を見る時間が乳幼児にとって人の愛情や体温に包まれる時間となり大切なものであることを、ひとりでも多くの子育て中の家庭に伝えていくことや、図書館などとの連携を図ることにより、いろいろな絵本に触れる機会を多く提供していくことが求められています。

地域子育て支援センター\*...地域で子育て家庭の支援 対象：保育園にも幼稚園にも在籍しない就学前の親子

### 青少年センター

青少年センターでは読書コーナーを設けており、利用者が各自本を持参し、主に自習する場所として利用されています。今後は、青少年センターへ月2回程度巡回している移動図書館をより利用していくための啓発の企画など、青少年を対象とした読書活動の推進拠点としての環境整備が求められています。

### 男女共同参画推進センター（コムズ）図書室

男女共同参画推進センターでは、図書室を設け利用者に開放しています。蔵書数は小規模ではありますが、男女共同参画の視点のある図書資料の収集に努め、絵本や教育、子育てに関する本、からだと健康に関する本なども所蔵しています。情報の発信や他の図書館などとの連携が求められています。

### 子規記念博物館

子規記念博物館では、正岡子規に関する図書資料だけでなく、短詩型文学や、文学に関する広範な図書を所蔵しており、資料閲覧室において自由な閲覧を可能としております。小さな子ども向けの図書資料が少ないこともありますが、自発的かつ探求的な読書活動ができるようになる中高生など、ヤングアダルト世代への利用啓発を進めていくことが求められています。学校とのさらなる連携も今後の課題です。

## （3）学校等での現状と課題

### 幼稚園・保育園

乳幼児期の親から子への語りかけの重要性にかんがみ、保育活動への読み聞かせの取り入れや絵本の貸出しによる家庭への啓発のほか、ボランティアによる未就園児を含む園児へのおはなし会なども行っています。しかし、園等の蔵書の充実や、職員の読み聞かせ技術の向上、保健機関やボランティア団体との連携、さらに市立幼稚園などにおいては保育終了後における在園児以外の子どもを対象としたおはなし会などの場の提供を活発に実施していくなど、地域における乳幼児と保護者の読書推進活動の拠点としての整備が今後求められています。

## 学 校

小中学校では、学級活動や各教科等の指導の中で日常的な読書指導に取り組んでいます。また、司書教諭、学校図書館運営支援員を配置し学校全体で共通理解を図りながら、朝の読書活動やおはなし会などを積極的に推進しています。しかしながら、図書標準\*に達していない学校や、図書が古くて調べ学習が十分にできない学校もあり蔵書の充実や学校図書館間のネットワークによる図書の有効利用が望まれています。また、子どもの読書推進の大切さについての保護者の理解促進、子どもの読書支援を行うためのスタッフ面でのさらなる強化も求められています。さらに、市立図書館や公民館図書室、保護者、読書推進活動をしているボランティアとの連携や協力体制の強化、各学校の実情にあった継続的な子どもの読書活動への取組や、そのための環境整備が求められています。

図書標準\*...公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部省(当時)が定めている。

### (4) 障害のある子どもの読書の現状と課題

市立図書館では、点訳ボランティアや音訳ボランティアの協力も得て、点字図書や録音図書を所蔵しています。これらの蔵書については点字目録を各家庭に作成送付し、視覚に障害のある子どもに対して郵送による貸出しを実施しています。また、盲学校や聾学校とも連携し、障害に応じた図書を団体貸出ししています。

今後、障害のある子どもの読書活動をさらに進めるために、様々な障害の状態や特性を考慮しつつサービスのありかたについて、関係する機関と検討していくことが求められています。

### (5) 子どもの読書活動支援をしているボランティアの現状と課題

地域の様々な場所で親子で参加するおはなし会をはじめとして、おはなし会活動は年々活発に行われてきています。しかし、いっそう子どもの読書活動を支援していくためにはおはなしボランティアの新たな人材育成をはじめ、研修学習機会や相互交流機会の場の設定等が要望されています。また、子どもの読書活動をより推進していく上で、おはなしボランティアを含め、子どもの読書活動に関わる関係者のネットワーク網の形成が求められています。

### 第3章 子どもの読書活動を推進するための方策



#### 1 子どもの発達・成長段階に応じた読書活動支援

##### (1) ふれあいの読書期(乳幼児の読書活動の推進)

この時期の子どもたちにとって、身近な大人たちとの関わりなく本と出会う喜びを知ることはきわめて困難です。幼い時から大人の膝の上で絵本を繰り返し読んでもらい、読み手の大人と楽しさを共有・共感するところから生涯に渡る読書は出発します。子どもは大好きな人が自分のために本を読んでくれることがとてもうれしいものです。生活体験がほとんどない子どもも、読み手の声や表情を通して多くのメッセージを受け取り喜びを共有します。保護者への支援活動の裾野を広げるため、図書館等の機関も従来の個々の活動に加えて、相互に連携しあい活動の輪を広げていきます。おはなしボランティアの協力も得ながら、乳幼児期の子どもと保護者へ絵本との出会いや紙芝居など、親子で楽しむ読書活動について、さまざまな活動を通して読書の意義への理解が得られるよう機会をとらえて啓発していきます。

本市においてはボランティアの拡大に努め、他自治体で実施されているところもある「乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動」(いわゆるブックスタート活動)については、読み聞かせの大切さやそのノウハウを伝えるという意義をふまえ、保健所で実施している初妊婦教室の場などにおいて読み聞かせの意義啓発や実演、ブックリストの配布等、本市の実情にあった事業を進めていきます。

##### (2) ひろがりの読書期(児童の読書活動の推進)

児童は、友達や身近にいる人たちとの関わり合いを通して、人間関係づくりを学んでいきます。おはなし会などで熱心に聞き入っている児童たちも、物語性のある本を自らが読むことで、物語の展開だけではなく登場人物の内面にも目が向くようになります。読書を通して人間関係の複雑さや、人にはそれぞれ個性があること、自分と人との物事の受け止め方に違いがあることなどにも気づくようになります。一方、小学校高学年にもなると興味の向く範囲が広がり読書離れも生じてきます。子どもたちの身近な場所で、読書の苦手な子どもに対しても適切な良書の推奨を行っていくことが必要です。この世代の子どもたちが読書への関心が高まるよう、家庭と学校等が密接に連携した支援を進めていきます。

### (3) ふかまりの読書期(中高生などの読書活動の推進)

この世代の子どもたちは、目的意識をもって読書活動に取り組めるようになるとともに、様々な事柄により強く興味や関心を持つようになり、趣味としても読書を楽しめるようになります。また、日常的な行動範囲も広がり、図書館等にある多量の図書の中から、自らが本を選択して利用できるようになります。しかし一方で、さまざまな事由により日常的な読書離れを起こしやすい世代でもあります。そこで、生涯を通じた読書習慣を身につける大切さを啓発すると共に、この世代に読ませたい、この世代の子どもが読みたいという図書を関係者が連携し子どもに紹介するなどの読書支援や、学校における朝の読書活動などが充実していくよう進めていきます。

## 2 子どもの読書環境の整備・充実

### (1) あらゆる場と機会を活用した読書機会の充実

#### 家庭における読書機会の充実

- ア．初めて子どもの誕生を迎える家庭へ、妊娠中から絵本の読み聞かせの意義等子どもの読書活動の啓発と子育て情報の提供を推進します。
- イ．読み聞かせに適した絵本の紹介や読み聞かせ方法についてのアドバイスや、学ぶ機会の情報などを提供していきます。
- ウ．自分で本を読めるようになった子と親が、読書の楽しさを親子で共有するきっかけとなる事業を行います。

#### 地域における読書機会の充実

- ア．市立図書館では、全館においてインターネット(パソコンや携帯電話)からの児童図書を含めた図書予約システムを新たに開始し、図書館利用の利便性の向上を図ります。
- イ．市立図書館では、児童図書を含めた返却時の負担の軽減化を図るため、返却場所の増設を検討していきます。
- ウ．本を活用した子どもの居場所づくりとして公民館図書室の利用促進を図ります。
- エ．児童館・児童センター、地域子育て支援センター、青少年センター、男女共同参画推進センター図書室、子規記念博物館などにおいても、公民館や図書館、学校やボランティアとの連携や、子どもや保護者など様々な世代を対象とする子どもの読書活動支援に関連す

る企画に取り組み、その意義について周知に努めます。

#### 学校等における読書機会の充実

- ア．おはなしボランティアとの連携による、幼稚園・保育園などでのおはなし会活動等を拡大します。
- イ．学校生活のあらゆる場での読書指導を充実させ、日常的な読書活動による子どもの読書習慣の定着を図ります。
- ウ．市内すべての小中学校において、自分の学校はもちろん他の学校の図書検索もできるよう学校図書館の蔵書の情報の共有化を推進します。

#### 障害のある子どもの読書機会の充実

- ア．市立図書館では、視覚に障害のある子どもに対するサービスとして盲学校と連携し、大活字本や点字図書、録音図書などの整備や団体配本サービスの充実を図ります。また、点訳・音訳ボランティアと協力し、子ども向け点字図書や録音図書の充実を図ります。
- イ．市立図書館では、聴覚に障害のある子どもに対するサービスとして、聾学校とも連携し、団体配本サービスの充実を図ります。
- ウ．市立図書館では、県立図書館や関係機関などからも障害に応じた読書の方法や、必要な図書の利用方法などについて情報等を得て、関係機関とも連携し読書機会の充実に努めていきます。

## (2) 子どもの図書の計画的な整備

#### 地域における計画的な図書の整備

市立図書館の一層の整備を図るため、団体貸出し用図書について地域や学校等で子どもの読書活動推進に携わる関係者やボランティアの意見・要望を取り入れた収集整備計画を定めます。

#### 学校における計画的な図書の整備

学校図書の一層の整備を図るため、図書標準の数値目標の達成を目標に整備計画を定めます。

## 連携による図書の有効活用

市立図書館と幼稚園・保育園・学校等のより一層効果的な連携を図り、図書館の団体貸出し用図書や、各図書館が所蔵している図書の有効な活用の研究を行います。また直接図書館利用が困難な障害児に対しても利便を図っていきます。

## (3) 子どもの読書活動支援に関する人的環境の充実

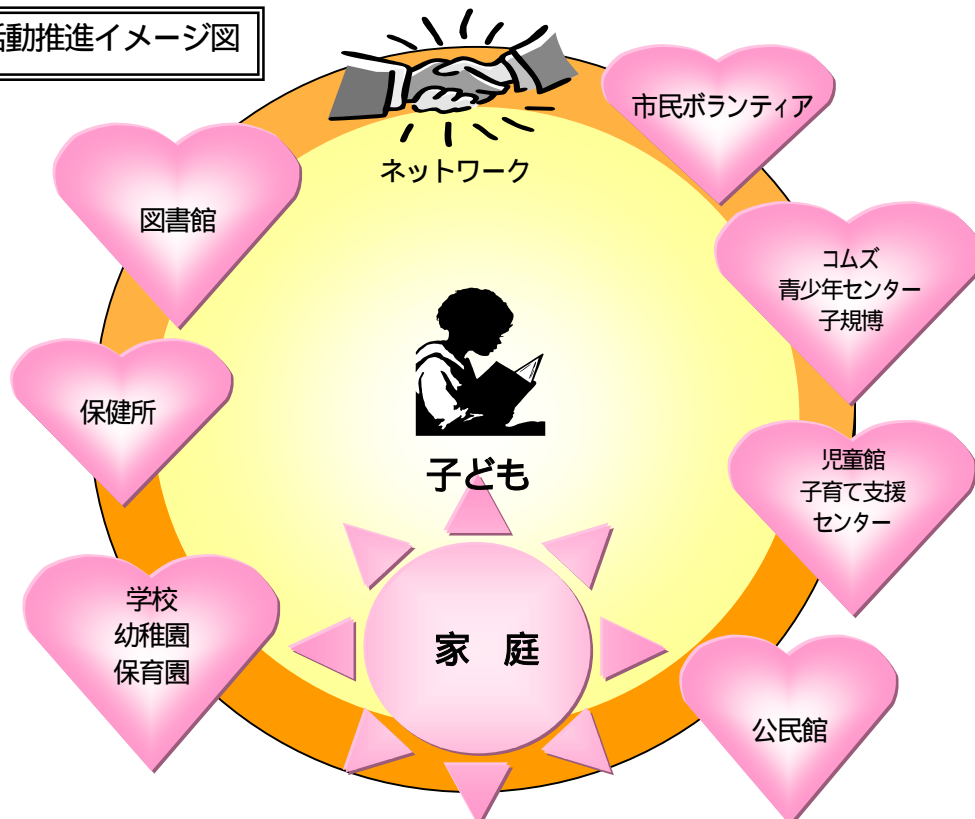
### 人材育成・研修の充実

図書館職員や学校図書館運営支援員、司書教諭、おはなしボランティア等の人材育成や研修に努めます。また、保護者や地域住民との協働による学校図書館や公民館図書室などの支援スタッフの充実を図ります。

### ネットワークの確立

学校図書館や公民館図書室などの支援ボランティアの輪を広げることに努めます。また、(仮称)まつやま子ども読書活動推進ネットワーク会議を新たに設け、関係機関や関係者間の協力体制の強化を目指すとともに、研究大会などを開催し子ども読書活動の推進体制を確立していきます。

子ども読書活動推進イメージ図





## 第4章 数値目標

推進計画を実行し、子どもの読書活動を推進するため、次の項目について数値目標を定めます。

|                            | 内 容  | 現 状<br>(平成16年度)    | 数 値 目 標<br>(平成22年度) | (参考)愛媛県指標<br>(平成20年度)       |
|----------------------------|--|--------------------|---------------------|-----------------------------|
| 子どもの<br>読書活動<br>の推進        | 市立図書館における子ども<br>(小学生以下)1人あたりの<br>児童図書の出借冊数 | 6.6冊               | 7冊                  | 県内公立図書館<br>子ども1人あたり<br>7冊   |
| 子どもの<br>読書環境<br>の整備・充<br>実 | 市立図書館における子ども<br>(小学生以下)1人あたりの<br>児童図書の蔵書冊数 | 3.3冊               | 3.5冊                | 県内公立図書館<br>子ども1人あたり<br>3.5冊 |
|                            | 学校図書館における図書標<br>準達成校の割合                    | 小学校 42%<br>中学校 52% | 小学校 50%<br>中学校 60%  | 小学校 50%<br>中学校 45%          |
|                            | 公民館図書室利用者数<br>(全利用者)                       | 3万3千人              | 4万人                 |                             |

### 数値目標参考資料

\*12歳以下の人口 63,027人 (H17.4.1住民基本台帳)

\*平成16年度末 市立図書館(中央・三津浜・北条・中島) 児童図書貸出冊数 421,571冊

\*平成16年度末 市立図書館(中央・三津浜・北条・中島) 児童図書蔵書冊数 209,960冊

\*学校図書館図書標準 公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の標準として、文部科学省が学校規模に応じた冊数を定めている。

### <学校規模ごとの冊数例>

|     | 6学級    | 12学級    | 18学級    | 24学級    |
|-----|--------|---------|---------|---------|
| 小学校 | 5,080冊 | 7,960冊  | 10,360冊 | 11,560冊 |
| 中学校 | 7,360冊 | 10,720冊 | 13,600冊 | 15,520冊 |